

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人お茶の水女子大学の役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

お茶の水女子大学では学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定している。学長の職務内容の特性は法人化移行前と同等以上であると言え、期末特別手当において業績評価の結果等を勘案したものとしている。  
また、他の国立大学法人のうち、本学に近隣かつ比較的同等と認められる以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人東京海洋大学・・・当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している。公表資料によれば、令和5年度の法人の長の年間報酬等の総額は19,796千円、基本給月額は968,000円であり、理事は年間報酬等の総額は15,657～16,968千円、基本給月額は820,000円又は763,000円である。

(2) 事務次官年間報酬額(令和4年度)・・・23,235千円

###### ② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

お茶の水女子大学では、役員給与規程第7条第5項の規定に基づき、業績に応じ、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増減することができるとしている。

###### ③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

###### 法人の長

学長の給与については、国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程に定められており、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当としている。学長の俸給月額は979,000円、地域手当の月額は、俸給月額に100分の18を乗じて得た額、期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに俸給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に100分の172.5の割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

また、役員としての業績に応じ、100分の10の範囲内で学長が増減させることができる。

令和6年度では、令和6年給与法の改正を踏まえ、俸給月額の改定及び期末特別手当の支給割合の引上げを行った。

###### 理事

理事の給与については、国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程に定められており、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当としている。理事の俸給月額は829,000円であり、その他については法人の長と同様である。

令和6年度では、令和6年給与法の改正を踏まえ、俸給月額の改定及び期末特別手当の支給割合の引上げを行った。

###### 理事(非常勤)

非常勤の役員については国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程にて非常勤役員手当としている。非常勤役員手当の月額は、理事又は監事の俸給月額を基に、当該役員の勤務形態により、学長が別に定めることとしている。

非常勤理事の非常勤役員手当は俸給及び地域手当からなる。俸給月額は414,500円であり、地域手当の月額は、俸給月額の100分の18を乗じて得た額としている。

令和6年度では、常勤理事の俸給月額を引き上げたことに伴い、俸給月額の改定を行った。

監事

監事の給与については、国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程に定められており、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当としている。監事の俸給月額、465,000円～716,000円の範囲内で業務内容及び勤務形態等を勘案し学長が決定することとしており、その他については法人の長と同様である。

令和6年度では、令和6年給与法の改正を踏まえ、俸給月額の改定及び期末特別手当の支給割合の引上げを行った。

監事(非常勤)

非常勤監事の給与については国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程にて非常勤役員手当としている。非常勤役員手当の月額は、理事又は監事の俸給月額を基に、当該役員の勤務形態により、学長が別に定めることとしている。

非常勤監事の非常勤役員手当は俸給からなる。俸給月額は232,500円である。

令和6年度では、常勤監事の俸給月額を引き上げたことに伴い、俸給月額の改定を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名           | 令和6年度年間報酬等の総額 |              |             |                                  | 就任・退任の状況 |       | 前職 |
|--------------|---------------|--------------|-------------|----------------------------------|----------|-------|----|
|              |               | 報酬(給与)       | 賞与          | その他(内容)                          | 就任       | 退任    |    |
| 法人の長         | 千円<br>19,633  | 千円<br>11,748 | 千円<br>5,626 | 千円<br>2,114 (地域手当)<br>144 (通勤手当) |          |       | ※  |
| A理事          | 千円<br>16,621  | 千円<br>9,948  | 千円<br>4,764 | 千円<br>1,790 (地域手当)<br>118 (通勤手当) |          |       | ※  |
| B理事          | 千円<br>16,862  | 千円<br>9,948  | 千円<br>4,764 | 千円<br>1,790 (地域手当)<br>358 (通勤手当) |          |       | ※  |
| C理事          | 千円<br>16,691  | 千円<br>9,948  | 千円<br>4,764 | 千円<br>1,790 (地域手当)<br>188 (通勤手当) |          |       | ※  |
| D理事          | 千円<br>16,593  | 千円<br>9,948  | 千円<br>4,764 | 千円<br>1,790 (地域手当)<br>89 (通勤手当)  |          |       | ※  |
| E理事<br>(非常勤) | 千円<br>0       | 千円<br>0      | 千円<br>0     | 千円<br>0 ( )                      |          |       | *  |
| A監事          | 千円<br>7,166   | 千円<br>5,012  | 千円<br>1,252 | 千円<br>902 (地域手当)                 | 9月1日     |       |    |
| B監事<br>(非常勤) | 千円<br>2,790   | 千円<br>2,790  | 千円<br>0     | 千円<br>0 ( )                      |          |       |    |
| C監事<br>(非常勤) | 千円<br>1,162   | 千円<br>1,162  | 千円<br>0     | 千円<br>0 ( )                      |          | 8月31日 |    |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人お茶の水女子大学は、本学の理念である「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現される場として存在する」に基づき、すべての女性とその年齢・国籍等にかかわらず、個々人の尊厳と権利を保障され、自由に自己の資質能力を開発し、知的欲求の促すままに自己自身の学びを深化させることを目標とし、学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、国立大学法人お茶の水女子大学の学長は、職員数およそ370名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬は、事務次官の年間給与23,235千円と比較した場合にそれ以下となっている。また、その報酬月額も法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。

こうした職務内容の特性や国との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

国立大学法人お茶の水女子大学は、本学の理念である「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現される場として存在する」に基づき、すべての女性とその年齢・国籍等にかかわらず、個々人の尊厳と権利を保障され、自由に自己の資質能力を開発し、知的欲求の促すままに自己自身の学びを深化させることを目標とし、学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理している。

国立大学法人お茶の水女子大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前の指定職の職務内容・職責と同等以上であると言える。

こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

非常勤理事は上記理事と同様に学長を補佐するものであるが、第三者的な視点から大学運営の職務を遂行している。

非常勤理事の給与はこうした職務内容の特性を踏まえ、理事の報酬月額、勤務状況を勘案し月額を決定している。ただし、現非常勤理事は報酬を辞退しているため当該年度の報酬額は0となっている。

監事

監事は中期計画に掲げた施策の達成状況と課題や次期中期計画に向けた検討状況、経営資源の確保と効率的な配分・活用、大学運営全体の効率化に向けた取り組み状況、教育改革や国際化に向けた取り組みの進捗状況、業務及び会計の適正性の確保のための監査を行っている。

監事の給与はこうした職務内容の特性を踏まえ、勤務状況等を勘案し月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

非常勤監事は上記監事と同様の職務を遂行している。非常勤監事の給与はこうした職務内容の特性を踏まえ、上記監事の給与を基に、勤務状況等を勘案し月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分           | 支給額(総額)           | 法人での在職期間  |          | 退職年月日   | 業績勘案率 | 前職 |
|--------------|-------------------|-----------|----------|---------|-------|----|
|              | 千円                | 年         | 月        |         |       |    |
| 法人の長         | 該当なし              |           |          |         |       |    |
| 理事A          | 4,163<br>(40,819) | 4<br>(32) | 0<br>(0) | R7.3.31 | 1.0   | ※  |
| 理事B<br>(非常勤) | 該当なし              |           |          |         |       |    |
| 監事A          | 該当なし              |           |          |         |       |    |
| 監事B<br>(非常勤) | 該当なし              |           |          |         |       |    |

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄  
注2:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

| 区分           | 判断理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人の長         | 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 理事A          | <p>当該理事は令和3年度から4年間にわたり理事を務め、学長を補佐し、大学運営に取り組んできた。理事就任当初はコロナ禍の最中であり、前半の2年間は学内の教育環境の正常化に向けた取組を、後半の2年間は正常化した教育環境において更なる教育改革の推進に尽力した。なお理事としては令和3年度当初から教育改革・入試改革を、令和4～5年度は加えて工学系学部設置も担当し、教育に関する諸課題の解決にリーダーシップを発揮した。</p> <p>具体的な主な業績は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学部教育の改革として、共創工学部設置に向けて同学部設置準備委員長として、共創工学のコンセプトの練り上げ、既存3学部との位置付けの設定、入学定員や教員構成の調整等に尽力し、令和6年4月に、本学として74年ぶりとなる新学部の設置に貢献した。</li><li>・さらに、共創工学部の設置に続けて大学院の教育改革として共創工学専攻(仮称)の設置を行うこととし、現在は申請の最終段階である。</li><li>・本学の優秀な博士人材が様々なキャリアで活躍できるよう、令和6年12月には国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の補助金である次世代研究者挑戦的研究プログラムを獲得し、博士後期課程学生育成に向けた取組を推進した。</li><li>・郊外にあった古い学生寮から、安全・安心な学内に学生寮・音羽館を開館、運営にあたり、学生の生活環境の改善に尽力した。</li><li>・令和4年度からは新たな戦略的教育研究組織として設置した「総合知開発研究機構」における機構長を務め、国や社会それを取り巻く国際社会の変革に必要な総合知やコンピテンシーを備えた女性リーダー育成の実現に向けて尽力した。</li><li>・数理・データサイエンス・AI教育の強化を進めてデータサイエンス関連科目を開講し多くの学生が履修できることとなったことに加え、令和3年度には本学で策定した学際カリキュラムが文部科学省数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度「リテラシーレベル」を、令和6年度には同制度「応用基礎レベル」の認定をうける等、データサイエンス教育を推進したするとともに、令和6年度に更新した学修成果を見える化したシステムの普及に向けFD・SDの開催を行うなど、教育、学生に関する多くの事業に貢献した。</li></ul> <p>当該理事はその担当業務における貢献と法人業績評価の結果などからその職責を十分に果たしていると判断し、業績勘案率を1.0とした。</p> |
| 理事B<br>(非常勤) | 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 監事A          | 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 監事B<br>(非常勤) | 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であるとする。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学が定める役員に支給する期末特別手当において、役員としての業績に応じ、学長が100分の10の範囲内で増額又は減額できるとしている。増額又は減額したときは、学長はその旨をお茶の水女子大学経営協議会に報告する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

本法人職員の人件費については、国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を充分考慮したものとしている。また、他の国立大学法人のうち、本学に近隣かつ比較的同等と認められる以下の法人等を参考とした。

○国立大学法人東京海洋大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している。公表資料によれば、令和5年度の常勤職員の年間報酬等の平均総額は8,649千円である。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

##### 【大学教員】

勤勉手当:各教員の所属する長による優秀者の推薦を行い、役員が調整しその結果を勤勉手当支給額に反映している。

昇給:教員の勤務成績が適切に反映されるように、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を設け、それにより、勤務成績優秀者は、より上位の号俸に昇給させることができる。勤務成績は主として各教員の「教育」「研究」「社会貢献・産学連携」「国際活動」「大学運営」に関する実績を点数化し、その結果を昇給の判定の資料として用いている。また、ピアレビューを導入し、各教員が事前に設定した目標に対し達成状況の自己評価を行い、それらを上長らが評価することで、その分野における業績や特性などを考慮した客観的な評価を行っている。

##### 【事務職員】

勤勉手当:各職員の所属する長による優秀者の推薦を行い、役員が調整しその結果を勤勉手当支給額に反映している。高く評価できる成果を挙げたこと、緊急度・困難度の高い職務を遂行したこと等を積極的に評価することとしている。

昇給:個人の目標とそれに対する評価を実施し、昇給判定に用いている。被評価者は期首に目標を設定する。評価者は個別面談を実施し、各自の目標を確定する。期末に被評価者は目標に対する自己評価を行い、評価者はそれに基づき個別面談を行い、評価を確定する。

#### ③ 給与制度の内容

国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試業務手当、学長補佐手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、附属幼稚園等特別手当、超過勤務手当、夜勤手当、日直手当及び管理職員特別勤務手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給、俸給の調整額、扶養手当及びこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額、役職段階別加算額、管理職加算額の合計額)に100分の125を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額、役職段階別加算額、管理職加算額の合計額)に学長の定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

#### ④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度では、令和6年給与法の改正を踏まえ、俸給月額の改定及び期末・勤勉手当の支給割合の引上げを行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分                 | 人員       | 平均年齢      | 令和6年度の年間給与額(平均) |             |           |             |
|--------------------|----------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
|                    |          |           | 総額              | うち所定内       | うち賞与      |             |
|                    |          |           |                 |             | うち通勤手当    |             |
| 常勤職員               | 人<br>238 | 歳<br>48.7 | 千円<br>8,822     | 千円<br>6,339 | 千円<br>158 | 千円<br>2,483 |
| 事務・技術              | 人<br>90  | 歳<br>42.4 | 千円<br>6,827     | 千円<br>4,966 | 千円<br>164 | 千円<br>1,861 |
| 教育職種<br>(大学教員)     | 人<br>83  | 歳<br>57.3 | 千円<br>11,264    | 千円<br>7,952 | 千円<br>138 | 千円<br>3,312 |
| 教育職種<br>(附属高校教員)   | 人<br>19  | 歳<br>48.0 | 千円<br>8,644     | 千円<br>6,289 | 千円<br>162 | 千円<br>2,355 |
| 教育職種<br>(附属義務教育教員) | 人<br>46  | 歳<br>45.7 | 千円<br>8,393     | 千円<br>6,138 | 千円<br>180 | 千円<br>2,255 |
| その他医療職種<br>(看護師)   | 人        | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円          |
| 保育士                | 人        | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円          |

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。  
注2:在外職員、任期付職員、再雇用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略  
注3:医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した  
注4:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。  
注5:常勤職員の保育士については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

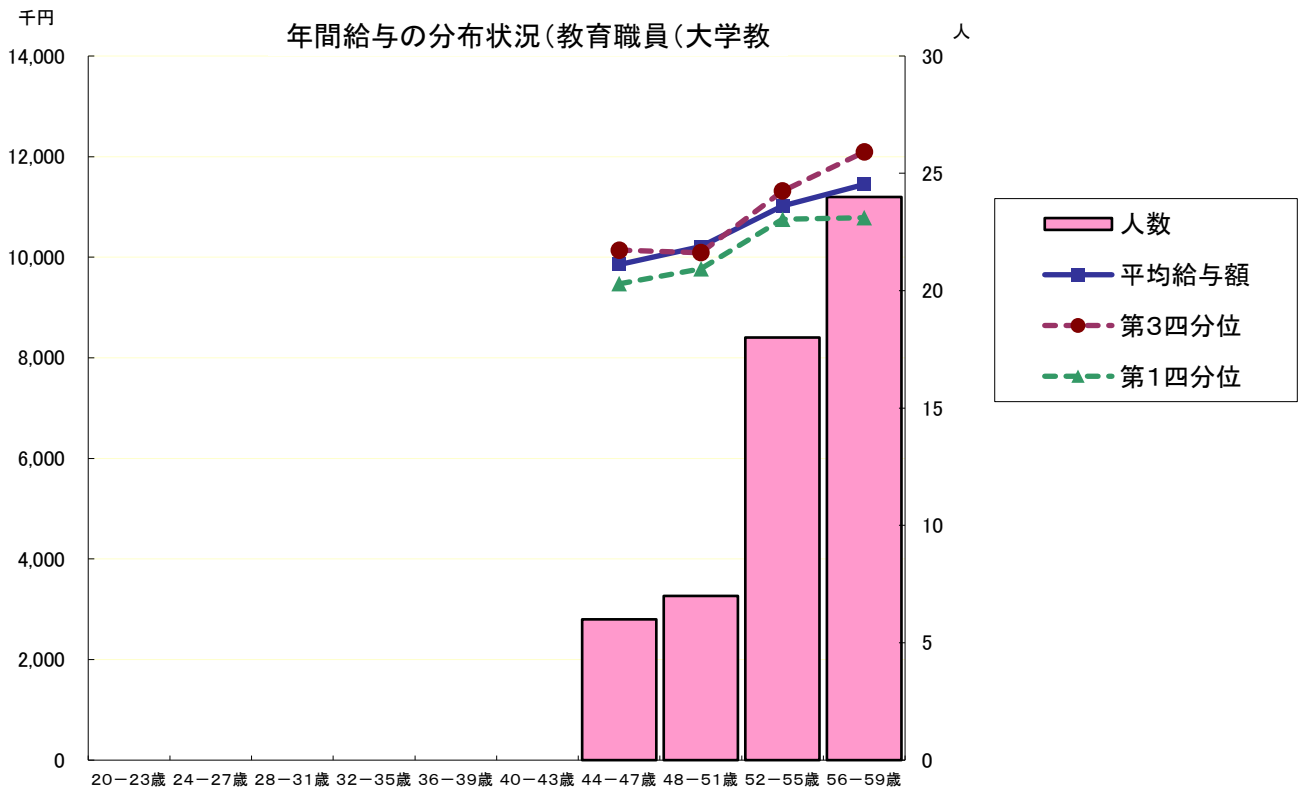
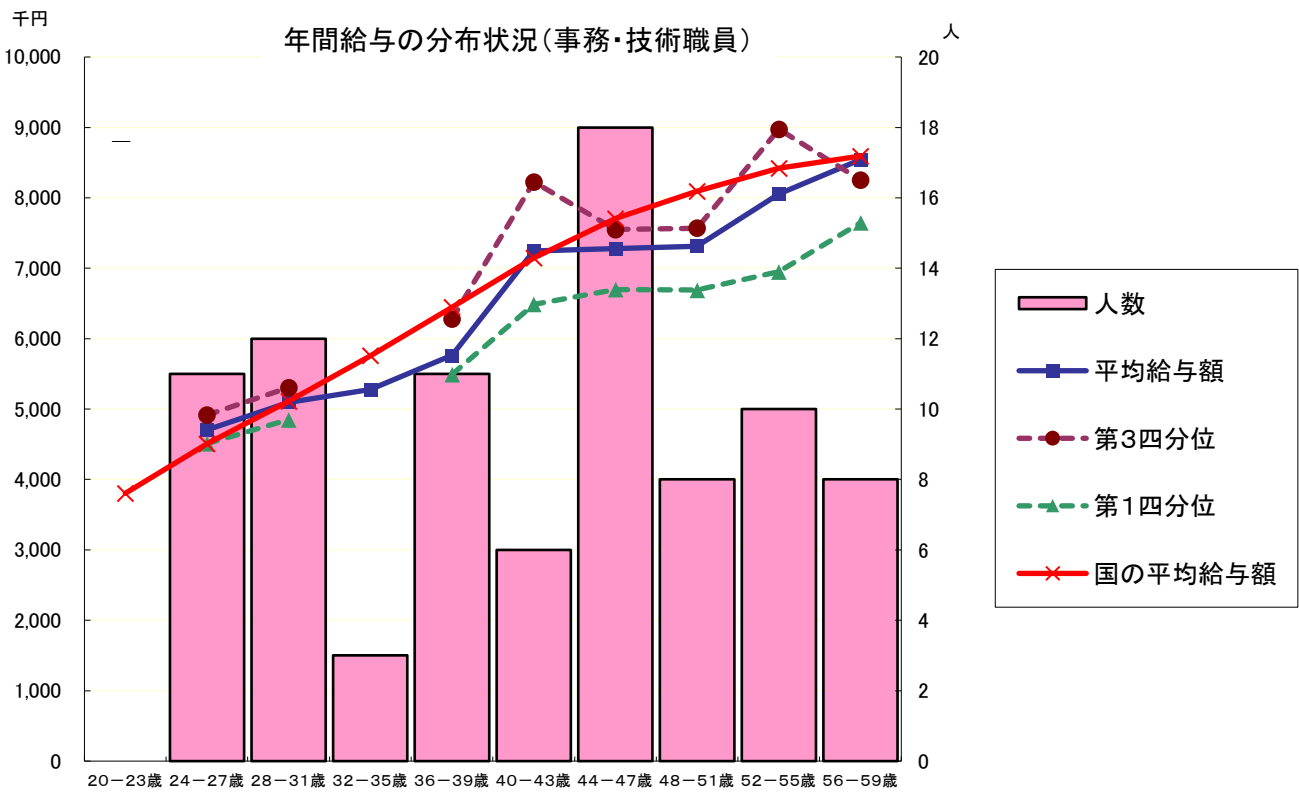
【年俸制適用教員】

| 区分                   | 人員      | 平均年齢      | 令和6年度の年間給与額(平均) |             |           |         |
|----------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-----------|---------|
|                      |         |           | 総額              | うち所定内       | うち賞与      |         |
|                      |         |           |                 |             | うち通勤手当    |         |
| 常勤職員                 | 人<br>86 | 歳<br>42.3 | 千円<br>7,624     | 千円<br>7,624 | 千円<br>125 | 千円<br>0 |
| 教育職種<br>(大学教員)       | 人<br>86 | 歳<br>42.3 | 千円<br>7,624     | 千円<br>7,624 | 千円<br>125 | 千円<br>0 |
| 再雇用職員                | 人<br>0  | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円      |
| 事務・技術                | 人       | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円      |
| 教育職種<br>(年俸制附属学校教員)  | 人       | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円      |
| 非常勤職員                | 人<br>60 | 歳<br>45.3 | 千円<br>4,218     | 千円<br>4,218 | 千円<br>162 | 千円<br>0 |
| 教育職種<br>(附属高校教員)     | 人       | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円      |
| 教育職種<br>(附属義務教育学校教員) | 人       | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円      |
| その他医療職種<br>(医療技術職員)  | 人       | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円      |
| その他医療職種<br>(看護師)     | 人       | 歳         | 千円              | 千円          | 千円        | 千円      |
| 教育職種<br>(年俸制大学教員)    | 人<br>29 | 歳<br>47.8 | 千円<br>4,653     | 千円<br>4,653 | 千円<br>194 | 千円<br>0 |
| 研究職種<br>(年俸制大学研究員)   | 人<br>3  | 歳<br>45.5 | 千円<br>3,020     | 千円<br>3,020 | 千円<br>120 | 千円<br>0 |
| 専門職種<br>(年俸制大学職員)    | 人<br>14 | 歳<br>45.0 | 千円<br>3,558     | 千円<br>3,558 | 千円<br>151 | 千円<br>0 |
| 保育士                  | 人<br>14 | 歳<br>40.5 | 千円<br>4,232     | 千円<br>4,232 | 千円<br>115 | 千円<br>0 |

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。  
注2:在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。  
注3:医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため欄を省略した。  
注4:常勤職員の事務・技術職種については、該当者がいないため欄を省略した。  
注5:再雇用職員の教育職種(大学教員)については、該当者がいないため欄を省略した。  
注6:再雇用職員の事務・技術職種、教育職種(年俸制附属学校教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再雇用職員全体の数値からも除外している。  
注7:非常勤職員の事務・技術職種、教育職種(大学教員)については、該当者がいないため欄を省略し  
注8:非常勤職員の教育職種(附属高校教員)、教育職種(附属義務教育学校教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。  
注9:非常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)、その他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。



② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
 [在外職員、任期付職員、再雇用職員、及び年俸制適用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。  
 注2:該当事者が4人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、  
 年間給与額の第1四分位、第3四分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 |               |
|-------------|----|------|-------|---------------|
|             |    |      | 平均    | (最高～最低)       |
|             | 人  | 歳    | 千円    | 千円            |
| 局長          | 1  |      |       | ～             |
| 課長          | 10 | 50.4 | 8,973 | 9,550 ～ 8,227 |
| 課長補佐        | 16 | 52.2 | 7,847 | 9,198 ～ 7,223 |
| 係長          | 32 | 45.2 | 6,642 | 7,983 ～ 4,616 |
| 主任          | 7  | 42.1 | 5,929 | 7,496 ～ 5,234 |
| 係員          | 24 | 28.4 | 4,920 | 5,388 ～ 4,389 |

注:局長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

(教育職員(大学教員))

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額  |                |
|-------------|----|------|--------|----------------|
|             |    |      | 平均     | (最高～最低)        |
|             | 人  | 歳    | 千円     | 千円             |
| 教授          | 68 | 58.1 | 11,469 | 14,531 ～ 9,280 |
| 准教授         | 13 | 52.5 | 9,910  | 10,374 ～ 9,270 |
| 助教          | 2  |      |        | ～              |

注:助教の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

| 区分   |                     | 夏季(6月)         | 冬季(12月)        | 計              |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当)         | %<br>53.2      | %<br>53.6      | %<br>53.4      |
|      | 査定支給分(勤勉相当)<br>(平均) | %<br>46.8      | %<br>46.4      | %<br>46.6      |
|      | 最高～最低               | %<br>56.1～42.3 | %<br>54.8～43.4 | %<br>55.4～43.1 |
|      |                     |                |                |                |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当)         | %<br>54.3      | %<br>54        | %<br>54.2      |
|      | 査定支給分(勤勉相当)<br>(平均) | %<br>45.7      | %<br>46        | %<br>45.8      |
|      | 最高～最低               | %<br>49.8～42.5 | %<br>49.8～42.8 | %<br>49.8～42.6 |
|      |                     |                |                |                |

(教育職員(大学教員))

| 区分   |                     | 夏季(6月)         | 冬季(12月)        | 計              |
|------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当)         | %<br>54.4      | %<br>53.8      | %<br>54.1      |
|      | 査定支給分(勤勉相当)<br>(平均) | %<br>45.6      | %<br>46.2      | %<br>45.9      |
|      | 最高～最低               | %<br>53.6～29.5 | %<br>53.5～43.7 | %<br>53.5～37.7 |
|      |                     |                |                |                |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当)         | %<br>54.4      | %<br>54.1      | %<br>54.3      |
|      | 査定支給分(勤勉相当)<br>(平均) | %<br>45.6      | %<br>45.9      | %<br>45.7      |
|      | 最高～最低               | %<br>54.8～43.1 | %<br>54.6～43.4 | %<br>54.7～43.3 |
|      |                     |                |                |                |

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

| 項目                      | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対国家公務員<br>指数の状況         | ・年齢勘案 95.9<br>・年齢・地域勘案 85.6<br>・年齢・学歴勘案 93.7<br>・年齢・地域・学歴勘案 83.8<br>(参考)対他法人 111.3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 国に比べて給与水準が<br>高くなっている理由 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 給与水準の妥当性の<br>検証         | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 57.8%】<br/>(国からの財政支出額 4,562百万円、支出予算の総額 7,888百万円:令和6年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】<br/>累積欠損額 0円(令和5年度決算)</p> <p>【管理職の割合 12.2%(常勤職員数 90名中11名)】<br/>【大卒以上の高学歴者の割合 93.3%(常勤職員数 90名中84名)】<br/>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合:42.0%】<br/>(支出総額 7,973百万円、給与・報酬等支給総額 3,346百万円:令和5年度決算)</p> <p>(法人の検証結果)<br/>本学の支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は57.8%となっているが、給与水準として対国家公務員指数が100を超えておらず、また、累積欠損もしていないため、本学の給与水準は適切なものであると考えている。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)<br/>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))<br/>当該法人は、国家公務員の給与及び他の国立大学法人の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p> |
| 講ずる措置                   | 引き続き国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた適正な給与水準としていくこととする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 107.0

注:上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和6年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

【事務職員】

○ 22歳(大卒初任給)月額 220,000円 年間給与 3,299,000円

○ 35歳(主任) 月額 324,854円 年間給与 5,376,000円

○ 50歳(副課長) 月額 438,960円 年間給与 7,458,000円

【教育職員(大学教員)】

○ 50歳(教授) 月額 607,110円 年間給与 10,4708,000円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円(教育職(一)5級相当以上の者は3,500円)、子1人につき10,000円)を支給。

※教育職員の初任給と35歳については、年俸制が想定されるため、記載を省略。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

【大学教員】

勤勉手当:各教員の所属する長による優秀者の推薦を行い、役員が調整しその結果を勤勉手当支給額に反映している。

昇給:教員の勤務成績が適切に反映されるように、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を設け、それにより、勤務成績優秀者は、より上位の号俸に昇給させることができる。勤務成績は主として各教員の「教育」「研究」「社会貢献・産学連携」「国際活動」「大学運営」に関する実績を点数化し、その結果を昇給の判定の資料として用いている。また、ピアレビューを導入し、各教員が事前に設定した目標に対し達成状況の自己評価を行い、それらを上長らが評価することで、その分野における業績や特性などを考慮した客観的な評価を行っている。

【事務職員】

勤勉手当:各職員の所属する長による優秀者の推薦を行い、役員が調整しその結果を勤勉手当支給額に反映している。高く評価できる成果を挙げたこと、緊急度・困難度の高い職務を遂行したこと等を積極的に評価することとしている。

III 総人件費について

| 区 分                 | 令和4年度           | 令和5年度           | 令和6年度           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|
| 給与、報酬等支給総額<br>(A)   | 千円<br>3,298,950 | 千円<br>3,346,328 | 千円<br>3,455,395 | 千円    | 千円    | 千円    |
| 退職手当支給額<br>(B)      | 千円<br>207,086   | 千円<br>229,119   | 千円<br>263,085   | 千円    | 千円    | 千円    |
| 非常勤役職員等給与<br>(C)    | 千円<br>925,186   | 千円<br>909,487   | 千円<br>942,126   | 千円    | 千円    | 千円    |
| 福利厚生費<br>(D)        | 千円<br>581,912   | 千円<br>590,385   | 千円<br>593,191   | 千円    | 千円    | 千円    |
| 最広義人件費<br>(A+B+C+D) | 千円<br>5,013,136 | 千円<br>5,075,321 | 千円<br>5,253,798 | 千円    | 千円    | 千円    |

注1:中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

注2:寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約にかかる費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書「18役員及び教職員の給与の明細」における人件費の合計額と一致しない。

注3:最広義人件費及び各内訳について千円未満切り捨てのため、最広義人件費と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

「最広義人件費」は、前年と比較し約3.5%の増となっているが、その要因は令和6年給与法の改正を踏まえた給与水準の改定による「給与、報酬等支給総額」の増によるところが大きいと考えられる。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

事務・技術職、教育職種(大学教員)、教育職種(附属高校教員)、教育職種(附属義務教育学校教員)の定年年齢は65歳である。

事務・技術職について、令和6年4月1日に定年年齢を60歳から65歳に引き上げた(段階的に引上げ、令和13年度から65歳となる)。60歳年度以降は、役職定年制度を設け、給与も職務範囲の縮小や職責を落とすなどにより、59歳年度から約7割に減額する制度としている。

教育職種(大学教員)について、定年年齢まで役職定年制度は設けておらず、給与制度も60歳年度と同制度としている。

教育職種(附属高校教員)、教育職種(附属義務教育学校教員)について、令和5年4月1日に定年年齢を60歳から65歳に引き上げた(管理監督職以外の職員は段階的に引上げ、令和13年度から65歳となる)。60歳年度以降の役職定年制度は設けておらず、給与制度も60歳年度と同制度としている。

V その他

特になし